

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

2026 年 9 月 30 日

株式会社ストライダーズ

2026 年 9 月 30 日

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項)

東京都中央区日本橋室町四丁目 6 番 2 号
株式会社ストライダーズ
代表取締役 早川 良太郎

株式会社ストライダーズ(以下「当社」といいます。)及び株式会社 block party(以下「block party」といい、当社と block party を総称して、以下「両社」といいます。)は、2026 年 9 月 30 日付で株式交換契約(以下「本株式交換契約」といいます。)を締結し、当社を会社法 767 条の定める「発行済株式の全部を取得する株式会社」(株式交換完全親会社)、block party を会社法 768 条 1 項 1 号の定める「株式交換をする株式会社」(株式交換完全子会社)、効力発生日を 2026 年 10 月 30 日とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を行うことにいたしました。

なお、本株式交換は、当社においては会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換に該当し、当社の株主総会の承認を得ることなく行うものです。

本株式交換に関する会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

1. 株式交換契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)

別紙 1「株式交換契約書」のとおりです。

2. 交換対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 193 条第 1 号)

(1) 交換対価の総数及び割当ての相当性に関する事項

① 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	block party (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	16,600
本株式交換により 交付する株式数	当社普通株式：597,600 株(予定)	

(注 1) 株式の割当比率および交付する株式数

block party の発行済普通株式 36 株に対し、1 株につき当社の普通株式 16,600 株を割当交付いたします。ただし、株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

(注 2) 本株式交換により交付する当社の株式数

本株式交換に伴う株式の交付にあたり、新株式の発行は行わず、当社が保有する自己株式 597,600 株を割当てに充当する予定です。

② 交換対価として当社普通株式を選択した理由

本株式交換の対価として当社普通株式を選択したのは、**block party** の株主が本株式交換後に当社の株主となることにより、引き続き **block party** の事業を含む当社グループの事業成果を享受することが可能となること、また、金銭を対価とする場合と異なり、本株式交換の実施に伴う多額の資金支出を要しないこと等を総合的に勘案したものです。

③ 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

ア. 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率の検討に際して、公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である合同会社 **Nexstride Partners** (本店所在地：大阪府中央区、代表社員 八田真資、以下、「**Nexstride Partners**」という) を選定のうえ、本株式交換における株式交換比率の算定を依頼いたしました。

当社は、**Nexstride Partners** による本株式交換比率の算定結果を参考に、**block party** の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社間で慎重に協議を重ねた結果、上記「2. (1) ①本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が、**Nexstride Partners** が算定した株式交換比率の算定結果のレンジ内であり、両社の株主にとって不利益なものでなく、妥当であるとの判断に至り合意いたしました。

なお、当該株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、両社間の協議により変更することがあります。

イ. 算定に関する事項

i. 算定機関の名称並びに当事会社との関係

算定機関である **Nexstride Partners** は、当社及び **block party** の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有していません。

ii. 算定の概要

当社株式については、当社が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価平均法（2026 年 9 月 29 日を算定基準日とし、算定基準日における終値並びに算定基準日を含む直近 1 ヶ月間、3 ヶ月間及び 6 ヶ月間の各期間の終値の単純平均法に基づき算定）を用いて算定いたしました。算定された株価は、基準日終値 257 円、直近 1 ヶ月間 253.21 円、直近 3 ヶ月間 247.59 円及び直近 6 ヶ月間 269.54 円です。

Nexstride Partners は、**block party** の株式価値については、非上場会社であるため市場株価が存在しないこと、将来清算する予定はない継続企業であること、また、事業規模、事業特性等の観点から類似上場会社との比較可能性には一定の限界があることから、類似上場会社比較法を主たる算定手法としては採用せず、将来の事業活動の状況

に基づく収益獲得能力を評価に反映させるためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（DCF法）を用いて株式価値の算定を行いました。Nexstride Partners は、block party の株式価値算定に際して、提供を受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開されている情報等を原則としてそのまま採用しております。

また、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、block party の株式価値算定に重大な影響を与える可能性のある未開示の情報は存在しないことを前提としており、Nexstride Partners は、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。

さらに、DCF方式による算定については、block party から提供を受けた財務情報及び同社へのヒアリング等を踏まえ、これに基づき算定した将来キャッシュフローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価し、株式価値を算定しております。

なお、block party は IT 事業だけでなく飲食事業も営んでいましたが、飲食事業については、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、別法人に対する事業譲渡が完了しております。そのため、本評価では、飲食事業を除外し、IT 事業のみを Standalone Basis で評価対象としております。

そして、DCF方式を採用した block party（IT 事業）の財務予測につきまして、大幅な増減の変動が見込まれる事業年度は含まれておりません。

算定方法	算定結果
DCF法	120 百万円～155 百万円

また、上記の算定結果を踏まえた株式交換比率の算定結果は、以下のとおりです。

採用した評価手法	当社	block party（IT 事業）
市場株価平均法／DCF法	1	12,366.53 ～ 17,389.85 (株価水準に依拠)

④ 株式交換完全親会社である当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換契約において、本株式交換により増加する当社の資本金及び資本準備金その他の額は、会社計算規則その他の関係法令に従い当社が定めるものとしています。

現時点では、本株式交換に際して交付する当社普通株式の全部を当社が保有する自己株式により充当し、新株式を発行しない予定であるため、当社の資本金及び準備金の額は増加しない予定です。かかる取扱いの関係法令に従うものであり、相当であると判断しています。

（２）株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 193 条第 2 号）

block party は新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当する事項はございません。

3. 株式交換完全子会社である block party についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 193 条第 3 号）

（１）最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2「株式会社 block party の最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容 (同号ロ)
該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社
財産の状況に影響を与える事象の内容 (同号ハ)

block party は、本株式交換に先立ち、2026 年 8 月 1 日を効力発生日として、同社が営んでいた飲食事業を別法人に事業譲渡しております。この事業譲渡完了に伴い、飲食事業に係る資産、負債、契約その他の権利義務は全て当該別法人に移転しております。なお、当該飲食事業に係る資産及び負債の状況等を踏まえ、譲渡対価は 1 円としております。

4. 株式交換完全親会社である当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容 (会社法施行規則第 193 条 4 号イ)
該当事項はありません。

5. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社である当社の債務 (会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。) の履行の見込みに関する事項 (会社法施行規則第 193 条第 5 号)
本株式交換において block party の株主に交付する対価は当社の普通株式のみであり、会社法第 799 条第 1 項第 3 号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

6. 備置開始日後株式交換が効力を生ずる日までの間における変更事項 (会社法施行規則第 193 条第 6 号)
本書面の備置開始日後、本株式交換の効力発生日までの間に、上記各事項に変更が生じた場合には、変更後の当該事項を開示いたします。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社ストライダーズ（以下「甲」という。）と株式会社 block party（以下「乙」という。）は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行うことについて、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換を行う。本株式交換の効力発生日において、甲は乙の発行済株式の全部を取得し、乙は甲の完全子会社となる。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本株式交換の当事会社の商号及び住所は、次のとおりとする。

1. 株式交換完全親会社

商号：株式会社ストライダーズ

住所：東京都中央区日本橋室町4丁目6-2

2. 株式交換完全子会社

商号：株式会社 block party

住所：岡山県玉野市田井5-23-57

第3条（乙の発行済株式）

- 1 本契約締結日現在における乙の発行済普通株式の総数は36株である。
- 2 乙は、本契約締結日から本株式交換の効力発生日までの間、甲の事前の書面による承諾なく、新たな株式若しくは新株予約権の発行、自己株式の処分、株式分割、株式併合その他発行済株式総数又は潜在株式数に変更を生じさせる行為を行わないものとする。

第4条（株式交換の対価）

- 1 甲は、本株式交換に際して、本株式交換の効力発生日の直前における乙の株主名簿に

記載又は記録された乙の株主に対し、その保有する乙の普通株式に代わる対価として、甲の普通株式合計 597,600 株を交付する。

2 甲が交付する普通株式については、甲が保有する自己株式を充当し、又は必要に応じて新たに普通株式を発行することができるものとする。

第 5 条（株式交換比率及び株式の割当て）

1 甲は、本株式交換に際して、乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 16,600 株の割合をもって割当交付する。

したがって、本株式交換に係る株式交換比率は、次のとおりとする。

乙普通株式 1 株：甲普通株式 16,600 株

2 乙の発行済普通株式 36 株全部について甲が交付する普通株式の総数は、次のとおり 597,600 株とする。

$16,600 \text{ 株} \times 36 \text{ 株} = 597,600 \text{ 株}$

3 乙の各株主に対して交付する甲の普通株式数は、各株主が効力発生日の直前に保有する乙の普通株式数に 16,600 を乗じた株式数とする。

第 6 条（株式交換比率の算定基礎）

1 甲及び乙は、本株式交換における乙の株式価値について、乙の事業内容、財政状態、収益力、将来の事業計画その他の事情を総合的に勘案し、乙が本株式交換の効力発生日までに飲食事業を別法人へ分離・移管し、IT 事業に特化した状態となることを前提として、約 150,000,000 円と評価することについて合意した。

2 甲及び乙は、本株式交換における甲の普通株式の評価額を 1 株当たり 250 円として、株式交換比率を算定した。

この算定に基づく本株式交換の対価の総額は、次のとおり 149,400,000 円となる。

$597,600 \text{ 株} \times 250 \text{ 円} = 149,400,000 \text{ 円}$

3 甲及び乙は、上記金額と 150,000,000 円との差額 600,000 円について、本株式交換比率を整数とし、端数株式を生じさせないことを目的とした調整であり、本株式交換における乙の株式価値の評価に実質的な影響を与えるものではないことを確認する。

第 7 条（端数株式）

本株式交換における株式交換比率は乙の普通株式 1 株につき甲の普通株式 16,600 株とし、乙の発行済普通株式数を 36 株とすることから、現時点において 1 株未満の端数は生じないものとする。

ただし、本契約締結後、効力発生日までの間にやむを得ない事情により 1 株未満の端数が生じた場合には、会社法その他関係法令の定めに従って処理する。

第 8 条（甲の資本金及び準備金）

本株式交換により増加する甲の資本金及び資本準備金その他の額については、会社計算規則その他の関係法令に従い、甲が定めるものとする。

第 9 条（効力発生日）

本株式交換の効力発生日は、令和 8 年 10 月 3 0 日とする。

ただし、本株式交換に係る手続の進行その他の事情により必要がある場合には、甲乙協議のうえ、効力発生日を変更することができる。

第 10 条（甲における簡易株式交換）

1 甲は、本株式交換が会社法第 796 条第 2 項に定める簡易株式交換の要件を満たすことを前提として、甲の株主総会による本契約の承認を受けることなく、本株式交換を実施するものとする。

ただし、本契約締結後、本株式交換について会社法その他関係法令上、甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は必要な株主総会の承認を取得するための手続を行うものとする。

2 前項の場合、甲及び乙は、必要に応じ、本株式交換の効力発生日その他本契約の条件について協議のうえ変更することができる。

第 11 条（乙における株主総会の承認）

乙は、令和 8 年 9 月 3 0 日までに開催する株主総会において、本契約及び本株式交換について、会社法その他関係法令に基づき必要となる承認を得るものとする。

ただし、会社法その他関係法令により乙における株主総会の承認を要しない場合には、この限りでない。

第 12 条（本株式交換の前提条件）

本株式交換の効力発生は、効力発生日の前日までに、次の各号に掲げる条件が満たされていることを条件とする。

1. 本契約について必要となる甲及び乙の取締役会その他の機関決定が適法かつ有効に行

われていること。

2. 乙の株主総会において、本契約について必要となる承認が得られていること。
3. 本株式交換の実施について必要となる法令上、金融商品取引所規則上又は契約上の許可、承認、届出、通知その他の手続が完了していること。
4. 甲について本株式交換を簡易株式交換として実施することができること。ただし、甲が株主総会による必要な承認を取得した場合を除く。
5. 甲及び乙の財産状態、経営状態、事業内容その他に、本株式交換の実行に重大な悪影響を及ぼす事由が生じていないこと。特に、乙の主要顧客との取引関係について、取引の終了又は重大な縮小その他乙の収益基盤に重大な悪影響を及ぼす事由が生じておらず、かつ、その具体的なおそれが判明していないこと。
6. 第 15 条に定める甲及び乙の表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること。
7. 乙が営む飲食事業について、当該事業に係る従業員、資産、負債及び契約その他の権利義務が、甲が事前に承認した内容及び方法により別法人に移管され、乙に当該飲食事業に係る重大な債務、偶発債務その他の負担が残存していないこと。ただし、甲が書面により承認したものを除く。
8. 甲と乙の代表取締役光田順一氏との間で、同人が本株式交換の効力発生日後少なくとも 5 年間、乙の代表取締役その他甲が合理的に指定する地位において乙の事業運営に継続的に関与し、既存顧客との取引関係の維持、技術及び業務上のノウハウの承継その他乙の事業の継続に必要な事項について協力することを内容とする契約が、甲が合理的に満足する内容で締結されていること。
9. 効力発生日直前における乙の資産及び負債の内容が、本株式交換に係る乙の株式価値算定の前提とされた資産及び負債の内容と重要な点において一致しており、当該株式価値算定において乙が承継しないことを前提とされた現預金、有利子負債その他の資産又は負債が乙に残存していないこと。ただし、甲が書面により承認したものを除く。

第 13 条（効力発生日までの会社運営）

- 1 甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって通常の業務の範囲内でその事業及び財産を管理運営するものとする。
- 2 乙は、甲の事前の書面による承諾なく、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。
 1. 株式又は新株予約権の発行又は処分
 2. 自己株式の取得
 3. 剰余金の配当

4. 多額の借入れ又は保証
5. 重要な資産の取得、処分又は担保設定
6. 重要な契約の締結、変更又は解除
7. 役員に対する特別な報酬、退職慰労金その他の利益供与
8. 通常の業務の範囲を超える設備投資
9. 組織再編、事業譲渡その他これらに類する行為（第 12 条第 7 号に定める飲食事業の分離・移管手続を除く）
10. その他乙の財政状態、経営状態又は企業価値に重大な影響を及ぼす行為

第 14 条（重要事項の通知）

甲及び乙は、本契約締結日から効力発生日までの間に、その財産状態、経営状態、事業内容その他本株式交換の実行又は株式交換比率に重大な影響を及ぼす事由が発生し、又は判明した場合には、直ちに相手方にその内容を通知するものとする。

第 15 条（表明及び保証）

甲及び乙は、相手方に対し、本契約締結日及び効力発生日において、次の各号に掲げる事項が重要な点において真実かつ正確であることを表明し、保証する。

1. 適法かつ有効に設立され、存続する株式会社であること。
2. 本契約を締結し、履行するために必要となる権限を有していること。
3. 本契約の締結及び履行が、法令、定款その他自己を拘束する重要な契約に重大な違反を生じさせるものではないこと。
4. 相手方に提出又は開示した財務諸表、事業計画その他の資料について、重要な事項に関する虚偽記載又は重要な事実の欠落がないこと。
5. 租税公課について重大な未納、滞納又は申告漏れがないこと。
6. 本株式交換の実行に重大な影響を与える訴訟、仲裁、行政処分その他の紛争が存在しないこと。ただし、相手方に書面で開示したものを除く。
7. 反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第 16 条（乙に関する表明及び保証）

乙は、前条に加えて、甲に対し、次の事項を表明し、保証する。

1. 乙の発行済普通株式は 36 株であり、これ以外に発行済株式が存在しないこと。
2. 乙に新株予約権、新株予約権付社債その他将来株式を取得することができる権利が存在しないこと。ただし、甲に書面で開示したものを除く。

3. 乙の発行済株式 36 株が適法かつ有効に発行されたものであること。
4. 乙の株式について、質権、譲渡担保その他第三者の権利が設定されていないこと。ただし、効力発生日までに消滅するもの又は甲が書面により承認したものを除く。
5. 乙の簿外債務、偶発債務その他財務諸表に記載されていない重大な債務が存在しないこと。ただし、甲に書面で開示したものを除く。
6. 乙がその IT 事業の遂行に必要な知的財産権を適法に保有し、又は使用する権限を有しており、乙の事業が第三者の知的財産権を重大な点において侵害しておらず、かつ、第三者から重大な権利侵害の主張を受けていないこと。
7. 乙の主要顧客との契約その他事業上重要な契約が適法かつ有効に存続しており、乙に重大な債務不履行がなく、本株式交換の実行のみを理由として当該契約の解除その他乙に重大な不利益が生じるものではないこと。ただし、甲に書面で開示したものを除く。
8. 乙について、賃金、社会保険料その他労務関係に係る重大な未払又は法令違反がなく、乙の事業に重大な影響を及ぼす労働紛争が存在しないこと。ただし、甲に書面で開示したものを除く。
9. 飲食事業の分離に関連して、乙に重大な債務、偶発債務、契約上の義務その他の負担が残存していないこと。ただし、甲に書面で開示し、甲が承認したものを除く。

第 17 条（乙の自己株式）

乙が効力発生日の直前に自己株式を保有している場合には、乙は、法令上可能な範囲で、効力発生日までに当該自己株式を消却するものとする。

第 18 条（乙の役員及び経営体制）

- 1 本株式交換後における乙の役員構成及び経営体制については、甲乙協議のうえ決定する。
- 2 乙は、甲から合理的な要請があった場合には、効力発生日まで又は効力発生日後速やかに、甲が指定する者を乙の取締役その他の役員として選任するために必要な手続を行うものとする。

第 19 条（乙の従業員）

- 1 本株式交換後も、乙と乙の従業員との間の雇用関係は原則として継続する。
- 2 乙の従業員の労働条件その他の処遇については、関係法令を遵守し、本株式交換後の乙の事業運営方針を踏まえて決定する。

第 20 条（重大な事情変更）

本契約締結日から効力発生日までの間に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、甲及び乙は、本株式交換の条件、株式交換比率、効力発生日その他本契約の内容について協議し、変更することができる。

1. 甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合
2. 甲の株価について著しい変動が生じ、本契約締結時に合意した株式交換比率を維持することが著しく不合理となった場合
3. 天災地変その他不可抗力により本株式交換の実行が困難となった場合
4. 法令又は金融商品取引所の規則等の変更により、本株式交換の実施方法を変更する必要がある場合
5. その他本株式交換の実行に重大な影響を与える事由が生じた場合

第 21 条（本契約の解除）

前条に規定する事情その他本株式交換の実行が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ、効力発生日の前日までに本契約を解除し、本株式交換を中止することができる。

また、相手方が本契約に重大な違反をし、相当期間を定めて是正を求めたにもかかわらず是正されない場合には、他方当事者は本契約を解除することができる。

第 22 条（秘密保持）

甲及び乙は、本株式交換の検討、交渉及び実行に関連して相手方から開示を受けた非公開情報について、法令、金融商品取引所の規則その他の規制に基づき開示する必要がある場合を除き、相手方の事前の承諾なく第三者に開示又は漏えいしてはならない。

第 23 条（公表及び適時開示）

本株式交換に関する公表の時期、内容及び方法については、甲乙協議のうえ決定する。

ただし、甲が金融商品取引法、東京証券取引所の有価証券上場規程その他の法令又は規則に基づき、本株式交換について適時開示その他の公表を行う必要がある場合には、甲は必要な開示を行うことができる。

この場合、甲は、可能な限り事前に乙に対してその内容を通知するものとする。

第 24 条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ自己並びに自己の役員及び実質的に経営を支配する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業その他これらに準ずる反社会的勢力に該当せず、かつ、これらとの間に社会的に非難されるべき関係を有していないことを表明し、保証する。

第 25 条（費用負担）

本株式交換及び本契約の締結、履行に関連して発生する弁護士、公認会計士、税理士、株価算定機関その他専門家に対する報酬その他の費用は、別途合意しない限り、各当事者がそれぞれ負担する。

第 26 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかに該当した場合には、その効力を失う。

1. 乙の株主総会において本契約について必要となる承認が得られなかった場合
2. 本株式交換に必要な法令上の許認可等が得られなかった場合
3. 甲について簡易株式交換として実施することができず、かつ、必要となる甲の株主総会の承認が得られなかった場合
4. 第 21 条に基づき本契約が解除された場合

第 27 条（準拠法及び合意管轄）

- 1 本契約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。
- 2 本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 28 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、本株式交換の趣旨に従い、誠実に協議して解決するものとする。

以上、本契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和8年9月30日

甲 株式交換完全親会社

東京都中央区日本橋室町4丁目6-2

株式会社 スライダーズ

代表取締役 早川 良太郎 印

乙 株式交換完全子会社

岡山県玉野市田井 5-23-57

株式会社 block party

代表取締役 光田 順一 印

別紙 2 株式会社 block party の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

決 算 報 告 書

第 1 2 期

自 令和 6年11月 1日

至 令和 7年10月31日

株式会社 block party

岡山県玉野市田井5-23-57

貸 借 対 照 表

株式会社 block party

令和 7年10月31日現在

(単位： 円)

資 産 の 部

【流 動 資 産】			
現金及び預金		1,647,523	
売掛金		1,886,500	
商品		172,969	
仮払金		7,900,000	
預け金		20,000	
貸倒引当金		<u>△11,319</u>	
	流動資産計		11,615,673
【固 定 資 産】			
(有形固定資産)			
建物		1,938,167	
建物附属設備		16,197,329	
車両運搬具		4,419,393	
工具器具備品		328,989	
船舶		<u>1</u>	
	有形固定資産計	22,883,879	
(投資その他の資産)			
投資有価証券		5,000,000	
長期前払費用		83,334	
敷金		642,500	
預託金		<u>18,820</u>	
	投資その他の資産計	<u>5,744,654</u>	
	固定資産計		28,628,533
	資産の部計		<u>40,244,206</u>

負 債 の 部

【流 動 負 債】			
買掛金		740,132	
短期借入金		1,235,000	
未払金		20,252,730	
預り金		656,610	
未払法人税等		182,500	
未払消費税		<u>4,998,200</u>	
	流動負債計		28,065,172
【固 定 負 債】			
長期借入金		<u>2,160,000</u>	
	固定負債計		<u>2,160,000</u>
	負債の部計		30,225,172

純 資 産 の 部

【株 主 資 本】			
[資 本 金]			18,000,000
[利 益 剰 余 金]			
(その他利益剰余金)	(	△7,980,966)	
繰越利益剰余金		△7,980,966	
(うち当期純利益)	(	<u>8,862,202)</u>	
	利益剰余金計		<u>△7,980,966</u>

株 主 資 本 計	<u>10,019,034</u>
純 資 産 の 部 計	<u>10,019,034</u>
負債・純資産の部計	<u><u>40,244,206</u></u>

損 益 計 算 書

株式会社 block party

自 令和 6年11月 1日 至 令和 7年10月31日

(単位： 円)

【売上高】		
売上高	116,103,844	116,103,844
【売上原価】		
期首棚卸高	146,158	
仕入高	19,001,517	
制作費	4,244,654	
合計	23,392,329	
期末棚卸高	172,969	23,219,360
売上総利益		92,884,484

【販売費及び一般管理費】		
役員報酬	12,000,000	
給料手当	16,370,000	
雑給	2,599,500	
法定福利費	4,034,568	
厚生交際費	42,242	
接待費	4,941,206	
会議交通費	3,004,493	
旅費	4,245,111	
通信費	4,144,700	
消耗品費	6,486,756	
水道光熱費	2,909,683	
新聞図書費	166,838	
修繕費	2,676,872	
支払手数料	924,060	
地代家賃	5,240,000	
保険料	2,456,840	
租税公課	5,208,467	
減価償却費	5,887,700	
貸倒引当金繰入	11,319	
雑費	984,195	84,334,550
営業利益		8,549,934

【営業外収益】		
受取利息	1,747	
貸倒引当金戻入額	2,003	
雑収入	498,693	502,443
【営業外費用】		
支払利息	7,675	7,675
経常利益		9,044,702
税引前当期純利益		9,044,702
法人税等		182,500
当期純利益		8,862,202

株主資本等変動計算書

株式会社 block party

自 令和 6年11月 1日 至 令和 7年10月31日

(単位：円)

株主資本		
資本金		
当期首残高		18,000,000
当期末残高		18,000,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高		△16,843,168
当期変動額	当期純利益	8,862,202
当期末残高		△7,980,966
その他利益剰余金合計		
当期首残高		△16,843,168
当期変動額合計		8,862,202
当期末残高		△7,980,966
利益剰余金合計		
当期首残高		△16,843,168
当期変動額合計		8,862,202
当期末残高		△7,980,966
株主資本合計		
当期首残高		1,156,832
当期変動額合計		8,862,202
当期末残高		10,019,034
純資産合計		
当期首残高		1,156,832
当期変動額合計		8,862,202
当期末残高		10,019,034

個 別 注 記 表

自 令和 6年11月 1日

株式会社 block party

至 令和 7年10月31日

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 法人税法の規定による定額法

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 9,253千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済株式の数 36株

報 告 書

上記のとおり報告します。

令和 7年12月24日

株式会社 block party

代 表 取 締 役 光 田 順 一